

高校生の政治的活動について

平成28年6月10日

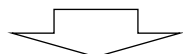
宮城県石巻西高等学校

1 趣旨

- 法改正により、18歳以上の高校生は、有権者として選挙権を有し、選挙運動を行うことなどが認められることとなります。皆さんが国家・社会の形成に参画していくことが一層期待されます。
- 一方で、教育活動の場を利用して選挙運動等を行うことや、政治的活動等に熱中する余り、学業等に支障があると認められる場合など、高校生の政治的活動は、必要かつ合理的な範囲内の制約を受ける場合があります。

2 校外での政治的活動

- **放課後や休日等に校外での選挙運動や政治的活動**

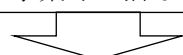


事前の許可や届け出は不要

※放課後や休日等に校外での生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の監督の下、生徒が判断して行うものです。

ただし、

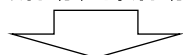
- ・違法なもの、若しくはそのおそれが高いと認められる場合
- ・政治的活動に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合
- ・他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合



必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止する場合があります。

3 校内での政治的活動

- **授業、生徒会活動、部活動等を利用した選挙運動や政治的活動**



禁 止

- **放課後や休日等における校内での選挙運動や政治的活動**

・学校施設の管理上の支障や、政治的中立性の確保、生徒の学業や生活に支障があると認められる場合



必要かつ合理的な範囲内での制限又は禁止